

第 7 5 号議案

損害賠償請求に関する和解について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償請求に関する和解について
区立公園の少年野球場で受傷したことによる後遺障害に係わる損害賠償について下記のとおり和解する。

記

1 相手方

埼玉県川口市在住者

2 和解金

1 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円

3 事故の概要

相手方は、平成 1 9 年 9 月 1 6 日に区立公園内の少年野球場に設置された柵蓋の突起を踏んで受傷した。平成 2 9 年に手術を行うなど令和 2 年まで治療を行ったものの、左足に後遺障害が残った。

(提案理由)

区立公園における事故に係わる損害賠償に関する和解について、地方自治法第 9 6 条 1 項第 1 2 号の規定に基づき、この案を提出いたします。